淀川水系の水資源機構管理ダムの事前放流の運用開始について

（みずしげんきこう）

～淀川水系治水協定（案）が合意されました～

■「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※1に基づき設置された「淀川水系既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場」の第2回会議が開催され、淀川水系治水協定（案）が合意されました。

■この治水協定に基づき、水資源機構が淀川水系で管理する全７ダムにおいて、関係者と合意した事前放流ルールにより、事前放流の運用を開始します。

■水資源機構が管理する日吉ダムと一庫ダムでは、平成30年7月豪雨において異常洪水時防災操作※2を実施しています。

今回、運用を開始する事前放流により、あらかじめダム貯水位を下げておくことで、洪水調節容量を使い切ることを回避（異常洪水時防災操作の回避）することや異常洪水時防災操作移行時間を遅らせることにより、ダム下流の浸水被害の軽減及び避難時間を確保することができます。

■事前放流につきましては、今後も効果等を確認しながら、必要に応じて更なる改善に務めます。

■なお、近年の豪雨災害の発生状況に鑑み、豪雨時には関連の防災情報、避難情報に十分注意をお願いします。

※１「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」

令和元年台風19号等の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、令和元年11月26日、内閣官房に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、同年12月12日に開催された検討会議において決定された方針が、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」です。

※２　異常洪水時防災操作

ダムの貯水容量が満杯になるとダムに貯め込むことができなくなるため、ダムに流れ込んだ量と等しくなるまで放流量を増加させる操作が、「異常洪水時防災操作」です。

令和２年５月２９日

水がささえる豊かな社会
独立行政法人
水資源機構

独立行政法人水資源機構

関西・吉野川支社　淀川本部

発表記者クラブ
近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、 三重県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、 学研都市記者クラブ、奈良県政記者クラブ、 奈良市政記者クラブ、桜井市政記者クラブ、 京都府政記者室、南丹市政記者クラブ、 兵庫県政記者クラブ、豊中記者クラブ、 川西市政記者クラブ

問い合わせ先

独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社

淀川本部　施設管理課長　岩本（いわもと）

住　　所　大阪市中央区上町Ａ番１２号

電話番号　０６－６７６３－５１８２　（代表）

事前放流について

1.事前放流とは

計画規模を上回る洪水が想定された場合に、ダムの容量の一部を洪水の発生前に放流し、洪水調節容量を一時的に増やす操作です。

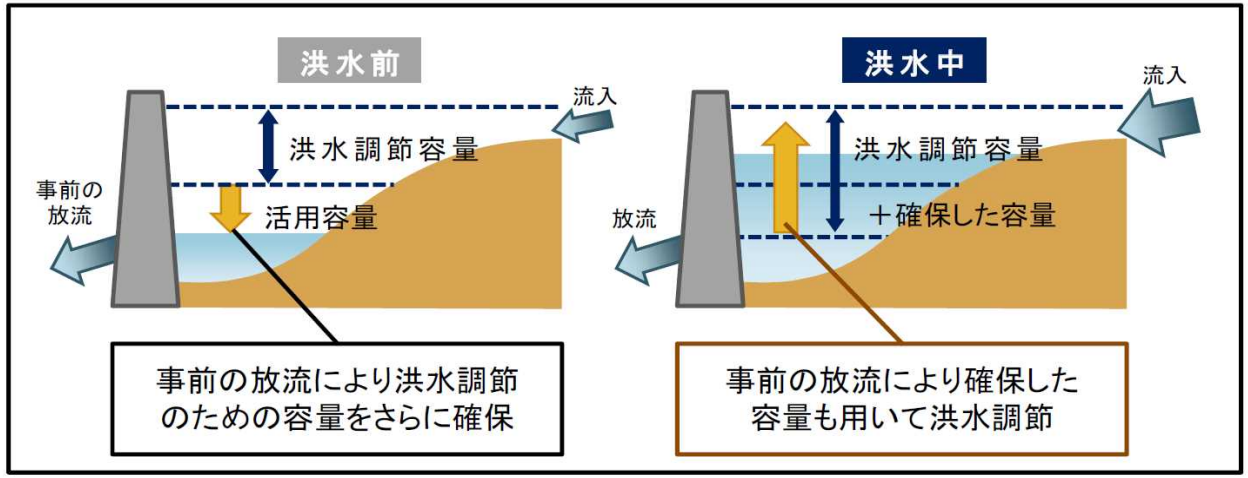

2.事前放流の効果

洪水調節容量を使い切ることを回避(異常洪水時防災操作移行の回避)することや異常洪水時防災操作移行を遅らせることにより、ダム下流の浸水被害の軽減及び避難時間を確保することができます。

＜実施のイメージ＞

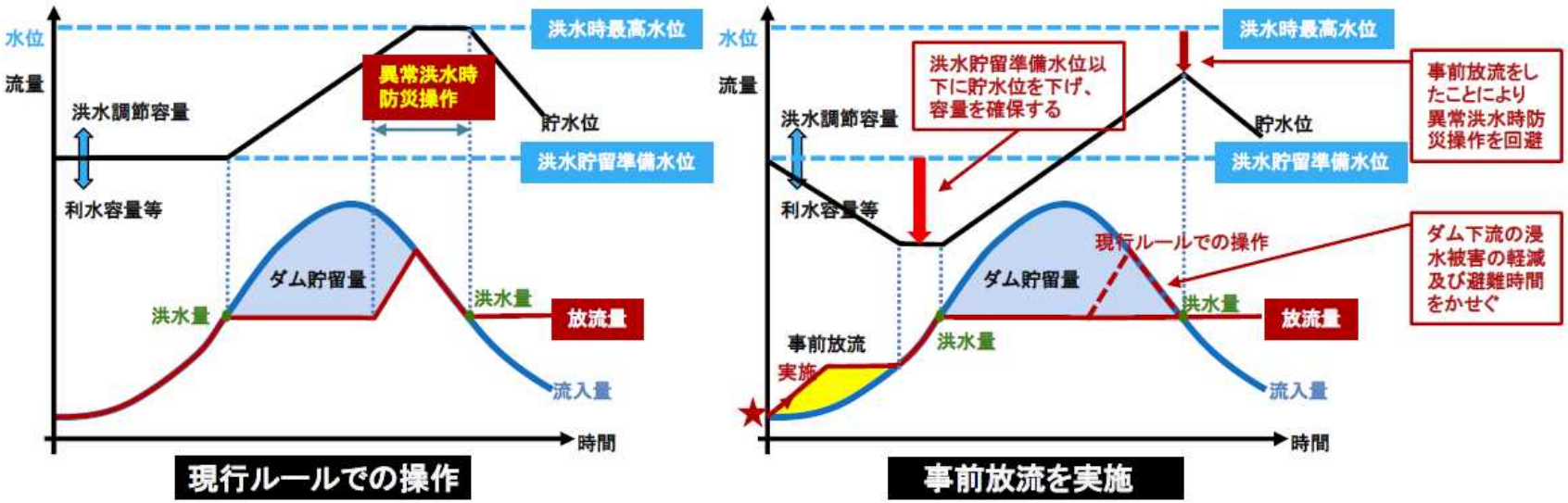

淀川水系の水資源機構管理ダムの事前放流の実施について

資料２

◆ 水資源機構が淀川水系で管理する全7ダムにおいて、関係者と合意した事前放流ルールにより、事前放流の運用を開始します。